

島根県監査委員事務局情報セキュリティポリシー

1 目的

島根県監査委員事務局情報セキュリティポリシーは、監査委員事務局が取り扱う情報資産のうち、島根県が策定する情報セキュリティポリシーの適用外となる情報資産について適切に保護するため、基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

本規程の各種用語の定義は次のとおり。

(1) 島根県情報セキュリティポリシー

島根県が策定する情報セキュリティポリシー(以下「知事部局ポリシー」という。)のことをいう。

(2) 情報資産

知事部局ポリシーにおける情報セキュリティ対策の範囲に含まれない情報資産をいい、本ポリシーでは、監査委員事務局が保管する情報のことをいう。

3 情報セキュリティ基本方針

監査委員事務局の情報セキュリティ対策等に関し、本規程に定めのない事項については、原則、知事部局ポリシーの各規定を準用(「第2章1 情報セキュリティの管理体制」を除く。)する。

4 情報セキュリティの管理体制

(1) 事務局長

局内業務全般の情報セキュリティ管理の総括

(2) 監査第一課長、監査第二課長

情報資産に関する情報セキュリティに関する課内遵守状況等の管理(監査委員含む)

(3) 監査監(副監査監)

情報資産のセキュリティ担当者

5 その他

上記事項に定めがない事項については、都度、知事部局ポリシーに準じ、事務局長が決定する。

附 則

本規程は、令和8年1月1日から施行する。